

(医療分野)国の標準事業例に該当しないが、基金事業として適當であると考える理由書

(※医療分野のうち、国の標準事業例に該当しないが、地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業、居宅等における医療の提供に関する事業、医療従事者の確保に関する事業である場合、記入をお願いします。)

(記入欄)

※ (参考)セル内で改行するときは、改行したい位置で、[Alt]キーを押したまま[Enter]キーを押すと改行されます。